

PTA のしおり

保存版



岸和田市立山直南小学校 PTA

R5.12月～

もくじ

1、PTA って何？

名称・目的・会員・会の性格

2、PTA 活動内容

保護者と教職員による学習

学校教育に対する理解と協力

子どもの校外での生活指導

地域の教育の向上をめざして

3、PTA の役員と運営

役員

事業計画

予算

組織

総会

個人情報の取り扱い

4、専門委員会

教育安全委員会

体育広報委員会

学級委員会

幼稚園委員会

PTAって何？

1、名称

PTAとは【parent teacher association】の略で、P(親)T(教師)A(会)です。『保護者と教職員の会』という意味です。

2、目的

PTAの目的は「子どもたちの健やかな成長をはかること」にあります。そのために、保護者と教職員が同じ会員として協力し合い、学校、家庭及び地域社会における教育について理解を深め、教育の振興に努めるとともに、子どもたちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実に努めるための会員相互の学習や交流など様々な活動を行います。

子どもの教育において、学校、家庭、社会がそれぞれ役割を分担し、協力し合う体制が必要です。この協力体制はよりよい、地域の教育環境をつくりあげるもので、PTAの役割は大切な位置づけとなっています。

3、会員

PTAは会の趣旨に賛同する保護者と教職員によって構成されます。PTAの目的を理解した保護者と教職員が対等な立場で関り、会の運営については、全会員の意思が尊重され、民主的に行われるよう配慮することが大切です。

加入に当たっては、一人ひとりの意思による任意となります。

4、会の性格

PTA は、日本の教育の民主的改革を進めるために全国に普及した社会教育関係団体です。私たち一人一人は、様々な生き方や思想・信条を持って生活しており、会員同士と一緒に活動していく中で、異なる立場を知ることで、視野もひろがります。

PTA は、特定の政党や宗派に偏ることなく、又営利を目的とする活動は行いません。

会員は教育をめぐる社会的な動きや、教育に関係ある法令や制度等には十分関心を持ち、学校教育だけではなく、社会教育の視点からも、子どもたちの様々な活動にかかわります。子どもたちの健やかな成長を実現するために、PTA は会員総意に基づき、家庭教育に関する学習の機会づくりや、関係機関との連携を積極的に図ります。



PTA 活動内容

子どもたちの健やかな成長をめざし、PTA は次のような活動を行います。

1、保護者と教職員による学習

子どもの教育や成長に関わる様々な問題について、情報交換や学習を行い、より良い家庭教育、学校教育、地域の教育の向上を目指します。

子どもを取り巻く環境や教育についての情報が氾濫している今、目の前にいる子どもの抱える諸問題を解決し健やかに育てていくためには、保護者自身が学習し、情報を取捨選択し、より良い解決方法を選びとっていかなくてはなりません。家庭や学校での実態や気になることを共有し学び合う事は、子どもを見守り、育てていくうえで、とても大切なことです。

(活動例) 学習会・講演会の開催・地域調査活動 等

2、学校教育に対する理解と協力

PTA 会員が学校教育を理解し、その教育活動に協力することが大切です。

学校の教育目標や方針、子どもの実態、教育環境の問題などを保護者の立場から理解したうえで、活動に取り組み、協力体制を作っていくことが求められています。

(活動例) 運動会 広報活動 ボウリング交流会

1、地域における安全な環境づくり

子どもたちの生活の場でもある地域の教育環境について、実態を調べ、より良い環境づくりに向けて活動します。PTA は子どもたちに関わる最も身近な存在です。一人ひとりの意見を大切にしながら地域の団体や関係機関と積極的な連携を図っていきます。

(活動例)・PTA と学校が協力し通学路等の安全確認を行う。

- ・連合町会長会議と協力し改善のための要望
- ・関係機関への改善要望の提出

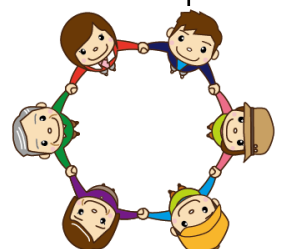
4、地域の教育力の向上をめざして

子どもが地域で安全に健やかに育つためには、教職員や保護者だけではなく、地域で暮らす人たちの理解と協力が不可欠です。そのために、地域活動団体(町会・各種団体・市民協議会・ボランティア団体)との連携や協力活動を行ったり、地域の人たちが見守り、声をかけてくれたりするような環境づくりが必要です。

(活動例)・地域行事の参加・市子連などの行事・市民協青少年部会の会議や行事

- ・保護者参加の見守り、登校時各町朝の見守り

これらの活動は委員に任せておくだけではうまくいきません。様々な形での会員全体での協力が不可欠です。委員でなくても、自分が協力できることは積極的に行いましょう。保護者同士が結びつきながら「子どもたちのために活動する」ことは、子どもが育つ豊かな地域づくりの第一歩となります。



PTA の役員と運営

1、役員

役員は、会員から選出された PTA の代表者で、活動の推進役となります。会長、副会長、書記、会計、監査、顧問などの役職で役員会を運営します。それぞれの役割、人数等は規約に記載しています。

2、事業計画

次年度の役員が、あまり負担を感じずにスムーズに活動を始めするために、前年度役員が課題や反省をもとに計画をたてうまく引継ぎができるよう文書等も用意しています。

3、予算

PTA の活動は会費による収入で運営されています。

事業計画、予算立案の際には、活動の内容の精査や経費の見直しが必要です。

予算づくりは、会員の学習活動や実践活動、広報活動に関する経費などの PTA 本来の活動のために使用するものとともに、会員の負担軽減等の視点から適正な予算計画を立てる必要があります。予算項目には詳細な説明を付けたうえで、十分理解を得るようにし、総会で承認されることが必要です。又、予算に基づいた適正な支出をし、監査においても適正な支出かを確認します。

なお、学校教育への支援もできますが、学校の設備、備品、修繕、改修費は公費で行うものであり PTA 会費では支出できません。これは地方財政法第4条の 5 割当的寄付金等の禁止に該当します。支出は慎重に検討する必要があります。

4、組織

PTA の組織は議決機関と執行機関に分けられます。前者としては総会・委員会総会等があり、後者としては、運営委員会・各委員会・役員会があげられます。

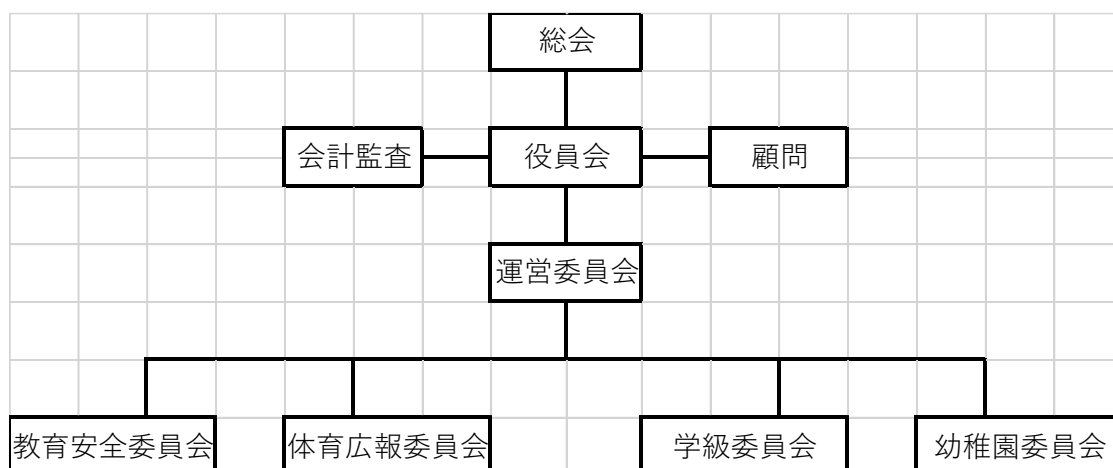
5、総会

最高議決機関である総会は年1回開かれます。(臨時総会)活動報告決算の承認、役員承認、事業計画案、予算案の検討・承認を行います。

6、個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法では、PTA も適用の対象となります。個人情報保護法のルールに沿った取り扱いを行います。

単位 PTA 運営組織



専門委員会の紹介

※各委員に委員長 1名と副委員 1名を置く

教育安全委員会 各町2人×5町

従来の生活指導委員会と成人教育委員会が合併したもので、通学路の危険箇所点検、確認と教育講演会の計画、交渉、進行等。

(主な活動)

- ・年3回(5・8・1月)の集団または一斉下校時の見守り。
- ・教育講演会。



体育広報委員会 各町2人×5町

従来の保健体育委員会と広報委員会が合併したもので、年2回発行の広報紙のレイアウト、運動会の片づけ等。

(主な活動)

- ・年2回(9・3月)の広報紙の発行。
- ・運動会の準備、片づけのお手伝い。
- ・ボウリング交流会



学級委員会 各学年3人×6クラス

(複数学級になった場合は2人×クラス数の選出)

クラス担任と協力して、気軽に話し合いのできる学級 PTA の運営。

(主な活動)

- ・学級懇談会の進行(4・2月)。
- ・学級行事の計画、準備、進行(9月)。



幼稚園委員会 2名選出

クラス担任と協力して、気軽に話し合いのできる幼稚園 PTA の運営。

(主な活動)

- ・幼稚園委員会の実施
- ・ミニゲーム大会、お楽しみ会の計画・進行(6月・12月)
- ・お別れ会(3月)



※PTA規約につきましては山直南小学校ホームページ(PTA活動)をご覧ください。